

山口県屋外広告物規制図



凡	例	
風致地区のうち知事が指定する地域(下表)	禁止地域	①～⑭
国指定文化財のうち知事が指定する地域	禁止地域	裏面参照
県指定文化財のうち知事が指定する地域	禁止地域	裏面参照
風致保安林のうち知事が指定する地域(下表)	禁止地域	⑮～⑱
指定道路(右の道路規制概略図参照)	禁止区間	
	許可区間	
指定鉄道(右の鉄道規制概略図参照)		
都市公園	禁止地域	全ての都市公園
湖沼のうち知事が指定する地域(下表) (指定湖沼の水際から200m以内を含む。)	禁止地域	⑲～⑳
特別緑地保全地区のうち知事が指定する地域	禁止地域	㉑
伝統的建造物群保存地区のうち知事が指定する地域	禁止地域	㉒
知事が指定する駅前広場 知事が指定する駅前広場の周囲10m以内	禁止地域 許可区間	下表参照
官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにその敷地	禁止地域	全てのもの

■道路規制概略図

許可区間 地図上、 緑で示した区間	禁 止 区 間 [地図上、赤で示した区間]				許可区間 地図上、 緑で示した区間	禁止区間 及び許可区間 から除かれた区間	
	一般道路	400m	一般道路	400m			
許可地域	一般道路	400m	一般道路	400m	許可地域		
	高速道路	500m	高速道路	500m			
10m 指定道路	許可地域	一般道路	100m	(許可地域)	一般道路	100m	
	禁止地域	高速道路	500m	(許可地域)	高速道路	500m	
10m	許可区間	禁 止 区 間				許可区間	
許可地域	一般道路	100m	(許可地域)	一般道路	100m	許可地域	
禁止地域	高速道路	500m	(許可地域)	高速道路	500m		
	一般道路	400m	家屋10戸以上 連たんたんの 場合は許可 区間となる	一般道路	400m		
許可地域	高速道路	500m		高速道路	500m		

道路規制概略図説明

- 1 禁止区間においても、道路に接続して10戸以上家屋が連たんしている区間は、許可区間となります。
- 2 禁止区間に接続する両側100m(高速道路は500m)の地域が禁止地域となります。
- 3 禁止地域に接続する400m(高速道路は500m)の地域が許可地域となります。
- 4 許可区間に接続する両側10mの地域が許可地域となります。

■鉄道規制概略図

許可地域	指 定 区 間 [地図上、青で示した区間]				
	在来線	400m	在来線	400m	
	新幹線	500m	新幹線	500m	
禁止地域	在来線	100m	在来線	100m	
	新幹線	500m	新幹線	500m	
指定鉄道					
禁止地域	在来線	100m	家屋10戸以上 連たんたんの 場合は禁止 地域、許可 地域から除 かれる。	在来線	100m
	新幹線	500m		新幹線	500m
許可地域	在来線	400m		在来線	400m
	新幹線	500m		新幹線	500m

鉄道規制概略図説明

- 1 指定鉄道に接続する両側100m(山陽新幹線は500m)の地域が禁止地域となります。
- 2 禁止地域に接続する400m(山陽新幹線は500m)の地域が許可地域となります。
- 3 鉄道に接続して10戸以上家屋が連たんしている場合は、禁止地域、許可地域から除かれます。

平成20年10月1日から萩市へ事務が移管されました。萩市における規制の概要については、萩市都市計画課で御確認ください。

